CLA だより

第 26 号
13/11/01

発行：共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク

「CLA（クラ）」はラテン語で憂い、辛さ、気遣い、共感などと云った意味で、英語のキュアーやケアの語源です。

「くらしネットえん通信」ヘルパーさん作成のカットより

お知らせページ

介護の日記念講演会
「介護の生活を覗きみしたら…」
～ヘルパーの生活援助と介護保険～

日時：11 月 11 日（月）
会場：新宿ぜんしきょう研修センター
（「東新宿」下車 3 分）
参加費：無料
講師：藤原 るか
お問い合わせ：3340-8037　神宮寺て

中野ヘルパー集会
「『生活援助』は介護の柱」

日時：11 月 16 日（土）13:00 ～ 15:00
会場：中野区勤労福祉会館
（JR「中野」下車 5 分）
話題提供：藤原 るか
参加費：無料
お問い合わせ：090-7234-0965　三須宛

ケア交流会「本との話」
（別名「アルコール付き軟派勉強会」）

日時：11 月 14 日（木）19:00 ～ 21:00
会場：東京都三鷹市下連雀 3-17-9
（JR「三鷹」南口から徒歩 7 分））

本（「良い支援」）を読みつつケアについて語りたい人、ただ飲みたい人、職場の不満を言えない人などウェルカム↓お申し込みは下記のメアドへ。
http://goo.gl/h197nw

東京地域ケア研究会　定例会
「ホームヘルパーが考える『生活の継続』と介護保険」

日時：11 月 28 日（土）18:30 ～ 20:30
会場：武蔵野市かたらいの道市民スペース（JR「三鷹」北口から徒歩 4 分）
（ローソンのある高層ビル。ローソンの先に入口）
話題提供：藤原 るか
参加費：700 円
主催：とうきょう地域ケア研究会
お問い合わせ：0422-34-3177　宇佐神

トークイベント
石田一紀先生を囲んで、「ホームヘルパーの『生活援助』はどうなるのか！」

日時：12 月 7 日（土）18:00 ～ 20:00
会場：南部労政事務所（JR「大崎」南口から徒歩 3 分）
話題提供：藤原 るか
参加費：資料代 500 円
お問い合わせ：090-5998-2745　藤原宛

共に介護を学びあい励まし合いネットワーク
〒 142-0063　東京都品川区荏原 1-24-23 角田アパート 1F　Tel･Fax：03-3787-3117
PC アドレス：ruka@ga2.so-net.ne.jp　　編集責任者：藤原るか

要支援者に対する介護保険制度の適用を外さずサービスの継続を求める意見書

平成 12 年にスタートした介護保険制度は、超高齢社会になくてはならない共同連帯の制度として広く認識され、多くの高齢者が利用しています。独居や高齢者世帯など家族介護に頼れない世帯が急増する中で、その役割はますます大きくなっています。

ところが、平成 25 年 8 月 6 日に社会保障制度改革国民会議の報告書が取りまとめられ、同 21 日には報告書に基づき社会保障制度改革の推進に関する「法制上の措置」骨子が閣議決定され、社会保障制度改革が再始動しました。

介護保険制度改革については、低所得者をはじめとする国民の保険料にかかる負担の増大の抑制を図るとともに、給付範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図りつつ、地域包括ケアシステムの見直しと合わせた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直しを図ろうとしています。

介護保険制度改革については、介護保険制度維持を名目に要支援者を介護給付から除外する方向性が打ち出されています。しかし、要支援と要介護との境界が曖昧で、認知症患者が要支援のカテゴリーに入ることも多くみられます。また、要支援者を給付対象者から外すことで「介護保険料を払っても利用できない」という「掛け捨て感」が強まることも危惧されます。

国は、要支援者を地域支援事業に移しても財源構成は変わらないと言っていますが、サービスや費用負担に市町村格差が懸念されます。介護保険制度は超高齢社会の命綱です。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について実現することを強く要望します。

記

1. これまで同様、国の責任において、要支援者に関して必要な保険給付を行うこと。

2. 必要な介護サービスを実施するに当たっては、これまでどおり、国の負担分を含め財源を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 26 日

埼玉県新座市議会

衆議院議長　様
参議院議長　様
内閣総理大臣　様
総務大臣　様
厚生労働大臣　様

写真②

保険交流」という立派なタイトルが貼られていました (写真②)。

日本の養成システムや事業所の評価、ヘルパーの処遇について等日本の現状の質問が矢継ぎ早にされました。通訳の崔さんは 11 月 13 日に全国療養保護士セミナーで基調講演をするそうで、厚生労働省の方も招聘されているとの事でした。今後も定期的な交流の申し入れが先生方にされていました。

3 年前にいくつかの在宅関係団体が統一されてスタートしたそうですが、役員のみなさんからの質問の多さから、定期的に介護保険を巡る日本の情報が届くことが出来るようになると、良いと思いました。

「韓国療養保護士協会」の役員のみなさんと記念撮影

「世界のヘルパーさんと出会う旅」番外編 韓国ツアーの報告

於：10 月 23 日～ 26 日 3 泊 4 日

年末に企画しているフランスの行きの費用が安く上がりました。その為、急遽３泊４日で 1.98 万円の韓国格安ツアー（飛行機、宿第含む）で、介護関係の先生方の研究旅行に、ちゃっかり便乗させて頂きました。

10 月 25 日ソウル市の介護職員の処遇改善を目的にチェさん（保健福祉療養保護士学院）が受託した「総合支援センター」の説明をうけました。韓国内では初めての試みです。写真①は懇談の様子です。正面右端から全国療養保護士協会副会長のチョンさん (顔は写っていませんが)、その隣がチェさん、森山先生（白梅女子学園大学)、左端は通訳の崔さんです。

写真①「総合支援センター」についての説明と懇談

2008 年介護保険導入後６年目を迎えた韓国・ソウル市では昨年、国政監査が入った事で介護職 (療養保護士＝ホームヘルパー) の処遇があまりにも劣悪な事が問題となり、保険福祉大臣が改善を約束して、関係者を集めて論議。結果、昨年３月に処遇改善金として 625 ウォンが時給に対し上乗せされています。療養保護士（ホームヘルパー）の月収は日本円で約６千円アップしたそうです。通訳の崔さんの事業所では時給 7,700 ウォンにそのまま上乗せしているのでなんと 8,325 ウォンになったそうです。（最低基準賃金 5,800 ウォン）。

事業の責任者のチェさんの説明では介護労働は感情労働として位置づいているそうで、その為、介護職のストレスは大きいのでヒーリングセンターとしての役割は大きいとのこと。

事業としては、①ストレス解消や、セクハラ等の相談。②認知症ケアや終末ケアといった研修事業だけでなく、教育を受けた方の就労支援へつなげる。③腰痛等の労働災害への予防対応、④ヘルパー同士の交流の場といった総合機能をもった介護労働者対象の「総合支援センター」とのことです。

４名の常勤スタッフでソウル市５万８千人の介護従事者に対応します。開所は 11 月です。日本にはない総合システムをもった介護労働者向けの「総合支援センター」の活動が期待さていると思いました。

午後からは全国療養保護士協会の役員の方がと懇談しました。会議室の壁には「日韓の介護

『ゆうゆう』に

(主婦の友社発行 /10 月号)

掲載されました。

社会保障審議会介護保険部会委員会傍聴記

審議会委員として参加している勝田登志子さん（認知症の人と家族の会）の随行として登録させて頂き、９月４日第 47 回の部会から傍聴に入りました。委員は 26 名。介護保険から「軽度」として要支援を切り離そうとする政府の提案に、どう発言するのかを直接聞けるという、またとない場です。スタート直前に報道関係者の写真撮影の許可があり、部会は始まりました。

この日は 14：00 ～ 17：00 の３時間。冒頭の１時間は 58 ページに渡る説明がある。説明後の意見交換で、要支援者の生活の実態を発言されたのは、勝田氏と本間昭氏（認知症介護研究・研修東京センター長）。TV 等でおなじみな結城康博氏（淑徳大学総合福祉学部教授）。氏は最初から要支援１のみを切りはなせば……などと早々の提案で驚いた。現場の状況が届いている委員かと思っていたからです。また、認知症研究者という立場から本間先生は「要支援といっても、薬が飲めない程度の人から、ご飯が食べられない人までいる」とまでの意見がでていたが、参考資料１に出されている『65 歳以上の要支援・要介護認定者のうち、一時判定時に認定結果における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者の割合』に出ている要支援１、２の認知症 8%が、現状とは違っているとは立場上言えないのか？それ以上の追及も意見表明もなかった。唯一、勝田さんのみが、利用者の立場から事例を提示して要検討をと訴えてくれているのみという状況でした。他の委員さんは予算の問題ばかりの心配なようで、すでに実施されるという雰囲気が気になりました。引き続き桜井和代さんと交代で傍聴を続けています。

参考資料１

（参考）６５歳以上の要支援・要介護認定者のうち、一次判定時の認定調査結果における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者の割合

○　二次判定における要支援２と要介護１の判定では、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上は、要介護１と判定することとされており、理論的には要支援２で自立度Ⅱ以上は存在しない。

○　二次判定時に介護認定審査会が判断した自立度自体は記録されていない。また、二次判定における要支援２と要介護１以外の判定では、自立度の判定をすることになっていない。

○　このため、参考値として、一次判定時の認定調査結果における自立度について集計したものである。

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者の割合（一次判定時）	8.0%	7.7%	67.7%	66.9%	78.5%	83.3%	92.4%	59.9%

（出典）介護保険総合データベース（平成25年8月15日集計時点）

（注）平成24年度末における要支援・要介護認定結果を平成25年8月15日時点で集計したもの。
（1,580保険者中1,417保険者から国に報告されたもの）

短時間にめげない！「こんな工夫、あんな工夫」

①　**便利で素敵なキャップ**を販売しているとの情報が届きました。

調理や掃除に入る時にバンダナ等で三角きん代わりにしている方も多いと思いますが、こちらはゴムが後ろに入った簡単なキャップ。

その名も「**パイレーツキャップ**」。さっと、かぶれてオシャレですよ！

１枚 350 円　Ｍ と Ｌ があります。色の指定はできますが、柄はお任せとのこと。

事務局で取扱いますので、ご連絡下さい。

②　**手帳でお困りの方、**ヘルパー向け専用の手帳が届きました。

その名も「**ヘルパーべんり手帳**」。１冊 1,200 円。

年末に向けて事務局で取り扱いますので、ご注文お待ちしています。

Fax(3787-3117) に希望商品を記入の上ご連絡下さい。

③　**ご家族からの紹介です。**

介護が必要な「おばあちゃん」に作ったのよ！と嬉しそうにご家族からの情報です。簡単だから紹介させてと撮った次第（写真参照）。

車いす利用時に座ってからで大丈夫。うたた寝をしてしまった方へも上からすっぽりかぶれる簡単なカバー。これからの季節には重宝しそうです。製作者の内田ゆりさんは「ちょっと切込みを入れるだけだから、有る物で作れて、経済的」と、訪問時間が短くなって一緒に作ったりがなかなか無理な昨今ですが…こんな工夫は紹介して行きたいですよね～！